

嘱託規程

一般社団法人千葉県社会福祉士会

第1条 (目的)	1
第2条 (嘱託の定義)	1
第3条 (雇用期間)	1
第4条 (職務)	1
第5条 (労働時間、休日、休憩)	1
第6条 (退職)	1
第7条 (賃金)	2
第8条 (賃金の見直し)	2
第9条 (賞与)	2
第10条 (社会保険等)	2
第11条 (契約職員・パートタイマー就業規則の適用)	2
付 則	2
第12条 (付則)	2

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）が満65歳以上の正職員を嘱託として雇用する場合の労働条件について定めたものである。

第2条（嘱託の定義）

嘱託とは、満65歳で定年退職した正職員が継続勤務を希望し、かつ本会が業務上再雇用を必要と認めた者をいう。

2 前項の「継続勤務を希望する」とは、次のとおりとする。

①本会は、定年前あるいは嘱託の雇用契約の更新前に、継続勤務の意向確認を行う。

②この意向確認において継続勤務の意向がない者は定年退職とし、嘱託の雇用契約の更新前に意向なしの場合は契約期間満了日に本規程第6条(3)により退職とする。

③継続勤務の意向があった者でかつ業務上再雇用を必要と認めた者に対しては、勤務実績、健康状態、職場における業務量等を勘案して、担当業務、勤務日数、賃金等の新たな雇用契約の条件提示を行ない、継続勤務の希望の有無の確認を行う。

④③の条件提示に対し継続勤務の希望をしなかった者は、定年前に希望なしの場合は定年退職とし、嘱託の雇用契約の更新前に希望なしの場合は契約期間満了日に本規程第6条(3)により退職とする。

⑤③の条件提示に対し、継続勤務の希望をする者を再雇用する。

⑥①から⑤までの継続勤務の意向確認および希望の有無の確認を、定年到達前および嘱託の雇用契約更新ごとに行うこととする。

第3条（雇用期間）

嘱託の雇用期間は原則1年以内とし、第2条第2項により満70歳（満70歳の誕生日が属する年度の末日（3月31日）まで更新する。

2 特別な事情により70歳を超えて勤務し、有期労働契約の通算期間5年を超えて勤務する場合であっても、有期雇用特別措置法に基づき、無期労働契約には転換しない。

第4条（職務）

継続再雇用後の職務は、定年までの職務歴等を考慮して、雇用契約時に決定する。

第5条（労働時間、休日、休憩）

嘱託の労働時間、休日、休憩は、各人別に定める。

第6条（退職）

次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 本人が死亡したとき …死亡した日
- (2) 70歳に到達した場合 …満70歳の誕生日が属する年度の末日（3月31日）
- (3) 本人の都合により退職を願い出て本会が承認したとき …本会が承認した日

- (4) 休職期間が満了し、なお復帰できないとき …休職期間満了日
- (5) 正職員が音信不通となり、30日以上連絡が取れないときで、解雇手続をとらないとき
(本会に届出がなく欠勤が30日以上に及んだ場合を含む)
…音信不通となって30日目に自己都合退職の意思表示があったものとみなす。
- (6) 雇用契約更新時に、本人が契約更新を希望しなかった場合

第7条（賃金）

嘱託の賃金は、別途個別に契約する。

第8条（賃金の見直し）

賃金は契約更新時に見直しを行うことがある。

第9条（賞与）

嘱託に対しては、賞与を支給しない。ただし、業績により支給する場合がある。

第10条（社会保険等）

健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、法令の定めに従って加入することとする。

第11条（契約職員・パートタイマー就業規則の適用）

この規程に定めのない事項については契約職員・パートタイマー就業規則を適用する。

付 則

第12条（付則）

本規則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この規則は、社会情勢の変化、業務上の必要などにより改訂することがある。
- 3 この規則の改訂は、職員を代表する者の意見を聞いてこれを行う。